

平成25年度 事業報告書

公益財団法人山北町環境整備公社

平成25年度事業の構成

(会計区分)	(事業の名称)	(業務の内容)
公益目的事業会計		
	丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── 花木等植栽推進業務 ├────────── 遊歩道等美化管理業務 └────────── わかさぎ放流業務
	丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── 地域内公設トイレ清掃管理業務 └────────── 地域内公設駐車場内一般廃棄物収集業務
	丹沢湖記念館等管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── 丹沢湖記念館及び三保の家来館者案内業務 └────────── 丹沢湖記念館及び三保の家設備維持管理業務
	丹沢湖カヌー運航管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── カヌー利用者の受付と管理業務 └────────── カヌー利用時の標識票等の貸与業務
	町立世附キャンプセンター管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── 利用申込の受付と貸出業務 └────────── キャンプセンター施設の清掃等維持管理業務
収益事業等会計		
	遊船事業	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── ローボート等の貸出業務 └────────── ローボート等の保守点検業務
	サイクリング事業	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── 自転車の貸出業務 └────────── 自転車の保守点検業務
	町立世附キャンプセンター附帯事業	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── ログハウス、オートキャンプの受付と貸出業務 └────────── ログハウス等附帯施設の清掃等維持管理業務
	売店事業	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── 商品仕入れ及び販売業務 └────────── 委託販売管理業務
	水没移転者等福利厚生事業	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── 役員会の運営全般 └────────── 会員相互の交流会業務等
法人会計		
	法人運營業務	<ul style="list-style-type: none"> ├────────── 理事会並びに評議員会の運営全般 └────────── 公社事業の広報広聴業務等

I 総括

当社は、平成24年4月23日付けで神奈川県知事から認定書の交付を受け、5月1日より公益財団法人山北町環境整備公社として新たにスタートした。

同年12月20日付けをもって「三保ダム周辺地域振興協力基金の譲渡に関する協定書」が財団法人三保ダム周辺地域振興協力基金の理事長と当社の理事長との間で取り交わされ、平成25年7月1日に譲渡が完了したことで、平成25年度より当社が基金の管理をすることになった。その関係から、新規事業として水没移転者等福利厚生事業が加わったことで、定款の見直しが必要となり、再度公益財団法人の認定を受けるため理事会、評議員会を経て神奈川県知事に対し申請を行い、7月3日付けで再認定書（神奈川県指令文書117号）を受理した。事業計画に基づき事業を着実に実施し、新規事業の水没移転者等福利厚生事業では、「ふるさと会」に助成金を支出した。

平成25年度公益目的事業の当初予算では、当期経常増減額はマイナス1,486千円を計上していましたが、厳しい状況のなかにおいて、経費の歳出削減や事業の見直し等を行ったことで、マイナス966千円まで引き上げることができた。

一方収益事業は、昨年の夏の猛暑の関係から当地域に訪れる観光客が減少し、それに伴い収入も減り大変厳しい状況となった。横浜市の水源通行手形事業は「水源地域の皆様に感謝を込めて、観光振興の手伝いと市民の水源地への関心を高めていただくこと」を目的とした事業であるため当社も事業に協力し、訪れる来館者に対し丹沢湖の「水」が飲料水として、重要な役割を果たしていることを説明するとともにチラシの配布やビデオ映像の放映を行い啓発に努めた。

II 事業実績

1 公益目的事業

公益目的事業は、定款に定められた「丹沢湖及び三保ダム周辺の環境整備及び清掃に関する業務を行い水源地の環境保全を図るとともに、丹沢湖記念館及びキャンプセンター等施設の管理運営、丹沢湖の湖面利用等に関する事業を行うことにより、地域の振興発展と住民の福祉向上に寄与すること」が目的であり、公社設立当初からの継続事業である。

(1) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業

本事業は、丹沢湖の水質保全と周辺地域の環境美化を推進するという当社の設立当初からの基幹事業である。継続的事业として、丹沢湖をより一層魅力あるものとするため、駐車場、遊歩道、展望台等の施設周辺の除草、落石除去を行った。

その一環として、丹沢湖記念館周辺の散策道に「みつまた」600本の植栽を

行うとともに、町の支援と公社が購入した「紅葉」40本の植栽も行った。また、丹沢湖の水位が下がった時点で「中川親水公園」内の流木を回収し、環境保全に努めるとともに公園周辺の美化活動も行った。また、丹沢湖の観光資源とすることを目的としたわかさぎのふ化放流事業は、箱根町の漁協から4千400万粒の卵を購入し、丹沢湖の湖水でふ化させ効率の良い方法で、稚魚を丹沢湖に放流した。

(2) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業

本事業も、当公社の設立当初からの継続的基幹事業であり、山北町との委託契約に基づく事業である。丹沢湖及び三保ダム周辺地域内に設置されている9箇所の公衆トイレの清掃を定期的に行い衛生管理に努めた。駐車場、公園内及び沿道等のゴミの収集については、週2回定期的に行い観光客の多い夏休み期間中は更に1回増やして対応した。当地域で開催される「丹沢湖花火大会」、「丹沢湖マラソン大会」等のイベントの前日には清掃作業を実施するとともに、散乱ごみや不法投棄物の回収を行った。町主催の「統一美化キャンペーン」や地域で行う美化清掃にも積極的に参加し、観光客に対し不快感を与えないよう美化活動に努めた。観光客が減少したことでゴミの総量は、昨年の11.4tに対し今年は10.5tで0.9tの減少でした。

(3) 丹沢湖記念館等管理運営事業

山北町との委託契約に基づく継続的事業で、丹沢湖記念館並びに三保の家の管理運営を行い、訪れる来館者が安心して見学できるよう親切な誘導並びに観光案内をするとともに、展示物や建物の維持管理に努めましたが、来館者は1,300人余り減少した。

来館者には、水源地として丹沢湖の意義を伝えるため、丹沢湖誕生の由来や三保ダムの役割、ダムの水が飲料水として県民生活の安定と向上に役立っていること等を説明するとともにビデオ映像の放映を行い啓発に努めた。

記念館展示室においては、昨年6月に世界文化遺産に登録された富士山の「山北からの秀麗の富士」写真展を開催した。また館内では、山北町出身でロンドンオリンピック女子マラソンに出場した尾崎好美選手の実績を称えるため、昨年の丹沢湖マラソンでゲストランナーとして出場した際に履いた愛用のシューズの展示や、駐車場内には足型を刻み込んだ記念碑を作成した。「山北からの秀麗の富士」の写真展並びに尾崎選手「愛用シューズ」の展示、「靴型記念碑」が完成したことが、神奈川新聞で取り上げられ、鑑賞された方々には大変好評でした。

(4) 丹沢湖カヌー運航管理事業

丹沢湖におけるカヌーの運航には、神奈川県が定めた「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川湛水域、社家湛水域、飯泉湛水域等の水域における行為の規制に関する条例」により、山北町が神奈川県企業庁長からカヌー運航の許可を受けている。

その山北町が行う「舟艇の運航に係る業務」の実施を当公社が継続事業として受

託して行っており、現在、丹沢湖でカヌーを利用するため289名の方が登録している。

昨年の夏は異常気象で猛暑が続き丹沢湖の水位も昨年より早く下がり始めたため、従来の「焼津ボート乗り場」から通年より20日早く永歳橋下の「丹沢湖ボートピア」に移動し運営しましたが、水位は下がる一方で、平成8年のマイナス15mまで下がり、出艇することが危険な状態となったことで安全面を考慮し出艇をお断りした。このことが影響し、利用者数は前年度より4.6%減少した。

(5) 町立世附キャンプセンター管理運営事業

「町立世附キャンプセンター」は、一般住民の研修並びにレクリエーションを図るため野外休養施設として設けられ、当公社が山北町と使用貸借契約に基づき管理運営を行っており、利用客が、安心して利用できるよう態勢を整え対応をした結果、前年度とほぼ同数の利用客があった。

2 収益事業

収益事業は、当公社の公益目的事業の推進を図るため、貸しボート、貸し自転車、町立世附キャンプセンター附帯事業及び丹沢湖記念館等売店事業を行っているが、昨年7月1日に「三保ダム周辺地域振興協力基金の譲渡」が完了したことで、新規事業として「水没移転者等福利厚生事業」が加わり、平成25年度から「ふるさと会」に助成金を支出することになった。

(1) 遊船事業

丹沢湖の湖面を利用し、ローボート及びペダルボートを、釣り及び遊覧等の利用客に有料で貸し出しを行った。安全対策としてモーターボート2艇を配置し、万全の体制を整え対応を図った。観光客が年々減少し、一般観光客の利用が減少しているなかで事業の見直しを行い、平成25年度から毎週水曜日を定休日として運営を行った。

昨年の夏は異常気象で猛暑が続いたため、早めに「ボート乗り場」を移動して運営をしてきましたが、水位は下がる一方で浮き桟橋に渡ることが危険な状態となり、一般観光客には状況を説明して乗船を断るとともに、釣り客には十分に注意を促し釣り道具の運搬等のサポートを行った。10月下旬に水位も満水状態となり、従来の「焼津ボート乗り場」に移動した。12月第2日曜日に恒例の「わかさぎ釣り大会」を開催し、33名の参加者があり20隻のボートの利用があったが、その後の釣果は良くない状態が続いたため、今年2月に予定していた2回目の「わかさぎ釣り大会」は中止とした。今年度のボート利用数は、1,629隻で前年度とほぼ同数でしたが、その内64%がブラックバス等の釣り客の利用でした。

(2) サイクリング事業

丹沢湖に訪れる観光客に対し、有料で貸し出しするサイクリング車は専門業者による安全点検を行い利用客に貸し出した。多くの利用客を確保するため「案内板」を作成し、駐車場や周辺施設に貼り出し啓発に努め、利用客には安全で快適なサイクリングを楽しんでいただけるよう「丹沢湖サイクリングマップ」の無料配布や、子供の利用者に対しては小学4年生以上とし、ヘルメットの着用を義務づけヘルメットは無料で貸し出した。

通行止めとなっていた玄倉・中川林道が復旧し、昨年4月からサイクリング車の貸し出しを始めたが、9月の台風18号により再び玄倉・中川林道が10月末まで閉鎖されたため業務は中止した。この間は、利用客が多く利用する季節であるため前年同月の利用数と比較すると62.3%減少した。

(3) 町立世附キャンプセンター附帯事業

丹沢湖畔の一角に設けられた町立世附キャンプセンター内に、当公社が自主事業として設置したログハウス8棟、オートキャンプサイト9区画、バーベキューハウス1棟(4区画)を運営し、利用客に有料で提供した。利用客に対しては安全で安心して利用ができるようおもてなしの心をもってサービスの提供に努めた。

今年度から予約料の撤廃、マスのつかみ取り予約数の見直し等を行い、利用客の拡大を図った。宿泊客数により当直職員の配置を調整するなどして運営方法の見直しを行ったが、宿泊施設や水道施設が老朽化していることで利用客は減少し、ログハウスの利用回数は延べ69棟で前年度比25%の減、オートキャンプ場の利用についても前年度比37.1%の減で前年度を下回る結果となった。

宿泊施設や水道施設の老朽化に伴い、今年度は170人余り利用客が減少し現在は赤字経営となっており、この状態が続くと公益財団法人の存続が困難な状況となる。施設のリニューアルや水源を確保するためには多額の費用が必要となるため、平成26年度に緊急課題として「世附キャンプ場の事業」あり方について、理事会、評議員会で審議し平成27年度以降のあり方について、方向付ける予定である。

(4) 売店事業

丹沢湖記念館内の一部を利用し売店として、地場産品や土産物の販売を行っていますが、年々観光客が減少するなかで異常気象による猛暑も重なり当地域に訪れる観光客の出足は悪く、記念館に立ち寄る観光客も減少した。記念館の展示室では「富士山写真展」を開催し、誘客を図るとともに繁忙期は駐車場内の売店もオープンするなどして収益アップに努めるとともに、町内外で開催される「やまきた桜まつり」、「品川区エコフェスティバル」、水道企業団主催の「みずきフェスタ」や「丹沢湖花火大会」、「西丹沢もみじ祭り」、「丹沢湖マラソン大会」等々のイベントに積極的に参加した。特に「丹沢湖花火大会」では、開催日が土曜日で好

天に恵まれたこともあり、人出も多く物品の売れ行きは近年にない良い成果を上げることができた。また、秋の丹沢湖周辺の紅葉見学に訪れる観光客が若干増えたことで前年度を0.5%上回る結果となった。

(5) 水没移転者等福利厚生事業

平成24年12月20日に、「三保ダム周辺地域振興協力基金の譲渡に関する協定書」が財団法人三保ダム周辺地域振興協力基金の理事長と当会社の理事長との間で取り交わした。平成25年度より当会社が基金を管理することになり、平成25年6月24日調印式が行われ、7月1日をもって基金の受領が完了した。

そのことに伴い新規事業に水没移転者等福利厚生事業が加わったことで、水没移転者等が組織している「ふるさと会」に助成金を支出した。

3 法人運営

(1) 理事会並びに評議員会の運営

「三保ダム周辺地域振興協力基金の譲渡」に関し、新しく事業が加わることで定款の見直しをすることになり、臨時理事会並びに評議員会において慎重に審議を重ねて再度、公益財団法人の認定を受けることになった。

平成25年7月3日付けで神奈川県知事より認定書（神奈川県指令文書117号）を受理し、7月12日をもって登記が完了した。

今後も理事会並びに評議員会の開催は、定められた運営規則に基づき慎重かつ的確に進めます。

(2) 法人の広報・広聴業務

制度上の要請（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に基づく。）から、一般の閲覧に供する資料等の整備、保管が求められるため、適切に対応した。

また、法人の事業計画や決算等については、ホームページで情報を開示している。